

小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金を脱炭素先行地域づくり事業費補助金として交付することについて、国交付要綱及び小田原市補助金の交付等に関する規則（昭和56年小田原市規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

2 この要綱における脱炭素先行地域とは、小田原駅東口エリア及び久野地区生活拠点エリアとし、それぞれのエリアの定義は次のとおりとする。

(1) 小田原駅東口エリア

小田原城址公園（周辺集客施設のうち市長が特に認める施設を含む。次項において同じ。）及び小田原駅東口エリア商店街（小田原錦通り商店街協同組合、お堀端商店街振興組合、小田原ダイヤ街商店会、小田原駅前商店会、中央通り商店会及び小田原駅前お城通り商店会をいう。以下同じ。）を包含するエリアとする。

(2) 久野地区生活拠点エリア

小田原市立病院並びに県道74号、市道0031、市道0035、市道2280及び市道2541で囲まれたエリアとする。

3 この要綱における脱炭素先行地域内対象施設とは、次のいずれかを満たす施設とする。

(1) 小田原城址公園、小田原駅東口エリア商店街に加盟する店舗が入居する施設及び小田原駅東口エリアに所在する交通機能に関連する施設

(2) 久野地区生活拠点エリアに所在する大規模商業施設、スーパーマーケット、金融機関、小田原市立病院及び交通機能に関連する施設

(3) その他、太陽光発電設備で発電した電力のうち自家消費分を除いた余剰分を前2号の施設に供給する等、本市の脱炭素先行地域計画の実現に資すると市長が認める事業用の施設

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が本市の市税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

3 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあっては、役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(3) 法人でない団体にあっては、団体の代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 個人にあっては、暴力団員に該当するもの

4 市長は、補助金の交付を受けようとする者の同意を得た上で、神奈川県警察本部長に対し、その者の情報を提供し、前項各号に規定するもののいずれかに該当するか否かを確認（次項において「県警照会」という。）するものとする。ただし、前項各号の規定に該当しないことが明らかなときは、この限りではない。

5 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の工期確保等のため速やかに交付の決定（規則第5条第1項に規定する交付の決定をいう。以下同じ。）を行う必要があると市長が認めるときに限り、県警照会の結果を待たずして交付の決定をすることができると。ただし、県警照会の結果、第3項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該交付の決定を取り消す。

(交付の申請等)

第4条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式、提出期限並びに同条第2項及び第3項に規定する申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、交付の決定をしたときは、申請者に小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金交付決定通知書を受領

した日から３０日を経過する日までとする。

（変更等の承認）

第６条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認申請書（様式第４号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

（１）役員の変更

（２）事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）

（３）連絡先の変更

（４）前３号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

２ 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更承認通知書（様式第５号）を交付するものとする。

３ 補助事業者は、第１項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

４ 前項に規定する届出は、軽微な変更届（様式第６号）により行うものとする。

（交付の条件）

第７条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（１）次条に定める補助事業者の責務を遵守すること。

（２）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱の定めるところによること。

（３）補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（４）補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付

の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- (5) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからエに掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。

ア 不動産

イ 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

ウ 上記ア及びイに掲げるものの従物

エ 取得財産等の取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産

- (6) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和 56 年 7 月環境庁告示第 55 号）で定める期間とする。

- (7) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。）の例による。また、財産処分承認基準第 4 に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 1 項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

- (8) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者へ納付させることができる。

（補助事業者の責務）

第 8 条 補助事業者は、次に掲げる責務を負う。

- (1) 補助対象事業として脱炭素先行地域内対象施設に資産を形成する場合であって、当該施設が民生部門に該当する場合には、2030 年度までに電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現することとし、同資産形成に交付する本補助金の交付決定日の属する年度内に、おだゼロ RE100 登録制度によりその旨を公表すること。

(2) 市が行う補助対象設備の使用状況、補助対象施設の電力使用量及びその他必要な事項に関する調査に協力すること。

(3) 脱炭素先行地域計画に基づき構築するエリアエネルギーマネジメントシステムへの接続や、市に登録された地産電力メニューを市が指定する割合以上で契約すること等、本市の脱炭素先行地域計画の実現のため、市長が協力を求めるときは、これに協力するよう努めること。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長宛てに補助事業の完了予定期日変更報告書（様式第7号）を提出し、その旨を報告するものとする。

2 第12条による実績報告書について、完了予定期日変更報告書を兼ねる旨及び完了予定期日変更報告書に記載すべき事項が記載されている場合には、当該年度実績報告書を前項の完了予定期日変更報告書として取り扱うことができる。

3 前項の規定にかかわらず完了予定期日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、規則第9条第3項及び第16条第4項の規定により交付の決定を取り消したときは、申請者に小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書（様式第9号）に、別表に規定する添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定

して、小田原市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書（様式 11 号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（補助金の額の再確定）

第 14 条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があつたこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 12 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）第 3 条第 3 項各号のいずれかに該当したとき。

（3）規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、第 10 条の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 第 13 条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（書類の整備保管）

第 16 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第 7 条第 6 号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(実施細則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 7 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 10 日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 14 日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第 2 号に基づいて調製された役員等氏名一覧表は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 2 日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 2 日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第3条、第4条、第12条関係）

1 脱炭素先行地域づくり事業

(1) 自家消費型太陽光発電設備

補助金交付の目的		太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者		太陽光発電設備を設置する者（P P A契約であるときはP P A事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置されるものであること。 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。)別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。（ただし、gに定める要件にあっては(a)を満たすこと。） 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア(ア)における交付対象事業をいう。）の2／3 （ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象事業費は上限3億円/件）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第2号）

		4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 自家消費率の算出根拠 7 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第 10 号その 1） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 契約書の写し（P P A 契約又はリース契約であるときのみ） 5 自家消費率の算出根拠 6 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 - 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(2) 余剰再エネ供給型太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	太陽光発電設備を設置する者（P P A契約であるときはP P A事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第3号に定める施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。ただし、gに定める要件（以下「国交付要件g」という。）にあっては次のいずれかにより満たすこと。 (1) 国交付要件g(a)または(b)を満たし、かつ自家消費率が50%以上75%未満であること。（ただし、市長が別に定める基準により、補助対象事業が施設内の設置可能な屋根の概ね全てに太陽光発電設備を導入する事業（交付申請書の項において「屋根ポテンシャル最大設置事業」という。）と認める場合は、50%以上99%未満とする。） (2) 国交付要件g(c)を満たし、かつ次のア及びイをともに満たすこと。（ただし、国交付要件g(c)を適用して交付決定を受けた太陽光発電設備の発電出力の累計が、本市脱炭素先行地域づくり事業全体で2MWを超えないときに限る。） ア 屋根置き、カーポート型または建材一体型等の建築物に設置する太陽光発電設備であること。 イ 自家消費率が0%より大きく50%未満であるこ

		と。 3 余剰電力について、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙１の２ア(ア)における交付対象事業をいう。）の２／３ （ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象事業費は上限３億円/件）
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第１号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第２号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 自家消費率の算出根拠（自家消費率が75%以上であるときは、屋根ポテンシャル最大設置事業であることを説明する資料を添付すること。） 7 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第３号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで

	添付書類	1 実績報告書個票（様式第 10 号その 2） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 契約書の写し（P P A 契約又はリース契約であるときのみ） 5 自家消費率の算出根拠 6 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(3) E V 宿場町用太陽光発電設備

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を図り、もって E V 宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者	E V 宿場町コンソーシアム会員又は専ら E V 宿場町コンソーシアム会員が設置する充放電設備に電力を供給するための太陽光発電設備を設置する者（P P A 契約であるときは P P A 事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置される充放電設備の付帯設備であること。 2 国実施要領別紙1の2ア(7)に定める交付要件を満たすこと。(ただし、国交付要件gについて(c)の規定を適用する場合は、当該要件を適用して交付決定を受けた太陽光発電設備の発電出力の累計が、本市脱炭素先行地域づくり事業全体で2MWを超えないときに限る。) 3 余剰電力について、別に市長が定める売電条件に基づき、市長が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却すること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙1の2ア(7)における交付対象事業をいう。）の2／3 （ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象事業費は上限3億円/件）
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第2号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第3号

交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第 10 号その 3） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 契約書の写し（P P A 契約又はリース契約であるときのみ） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		・ 交付申請書（様式第 1 号）及び実績報告書（様式第 9 号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。

(4) 蓄電池

補助金交付の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	1 (1)～(3)により導入される太陽光発電設備の付帯設備として蓄電池を設置する者（P P A 契約であるときは P P A 事業者、リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。

		1 脱炭素先行地域内対象施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙 1 の 2 イ (エ) に定める交付要件を満たすこと。 3 P P A 契約又はリース契約により機器を調達する場合、補助金の充当により、リース料等の負担額が国実施要領別紙 1 の 2 ア (ア) 交付要件の項 f の例により減ぜられること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙 1 の 2 イ (エ) における交付対象事業をいう。）の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第 1 号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第 10 号その 4）

		2 施工前後の写真 3 契約書の写し（P P A 契約又はリース契約であるときのみ） 4 蓄電池の仕様が分かる資料（様式自由） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、1 か月以内	
その他交付要件	・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	
申請等様式の特例	・ 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第9号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することができる。 ・ 1 (1)～(3)と同時に交付申請する場合で、添付書類が重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）	

(5) エネルギーマネジメントシステム（BEMS）

補助金交付の目的	エネルギーマネジメントシステム導入費用の一部を補助することにより省エネ効果を増大させ、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象者	エネルギーマネジメントシステムを導入する者（リース契約であるときはリース事業者）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2イ(ウ)に定める交付要件を満

		たすこと。 3 既存のエネルギーマネジメントシステムを更新する場合、脱炭素先行地域省エネ支援事業者登録事務要領第4条第2項により登録された者（以下、「省エネ支援事業者」という。）又はその者と同等であると市が認める者（以下「省エネ支援事業者等」という。）により、省ＣＯ２効果が判断されていること。 4 リース契約により機器を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙１の２ア(ア)交付要件の項 f の例により減ぜられること。 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 6 新設の場合、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」公募要領の別表１（指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表）に定める基準を満たすもののほか、一般的に導入する設備と比較して、省ＣＯ２効果を確認できる設備であること。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙１の２イ(イ)における交付対象事業をいう。）の２／３
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第１号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第２号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 省エネ支援事業者等による省エネ診断報告書の写し

		7 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類収受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式 10 号その 5） 2 補助申請額の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 リース契約書の写し（リース契約の場合のみ） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の収受後、1 か月以内
その他交付要件		- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 - 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
申請等様式の特例		1 (8) と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (8) の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(6) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

補助金交付の目的	充放電設備設置費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの需要増と温室効果ガスの排出抑制を図り、もって E V 宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者	E V 宿場町コンソーシアム会員（会員が提供する E V 充電サービスの用に供するための充放電設備を設置する

		者を含む。) ※リース契約により充放電設備を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社とする。
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置されるものであること。 2 国実施要領別紙1の2イ(キ)に定める交付要件を満たすこと。 3 リース契約により設備を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙1の2ア(ア)交付要件の項fの例により減ぜられること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙1の2イ(キ)における交付対象事業をいう。）の2／3
交付申請書	様式	様式第1号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第1号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 役員等氏名一覧表（様式第2号）又は役員等が第3条第3項各号に該当しないことを証する書類の写し 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 リース契約により充放電設備を調達する場合、申請者がリース契約により脱炭素先行地域内対象施設に設置する充放電設備を納品することを証する書類の写し 6 補助申請額の根拠となる資料 7 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書		様式第3号

様式		
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式 10 号その 6） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 リース契約書の写し（リース調達の場合のみ） 5 その他市長が必要と認める書類
交付金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
申請等様式の特例		1 (7)と同時に交付申請する場合で、添付書類が 1 (7)の交付申請と重複するものについては、その添付を省略することができる。（実績報告について同じ。）

(7) EV（カーシェア）

補助金交付の目的	カーシェアの用に供する車両導入費用の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの需要増と温室効果ガスの排出抑制を図り、もって EV 宿場町の実現を図ることを目的とする。
補助対象者	脱炭素先行地域内に設置されたステーションにおいて EV によるカーシェアリングを行う者（EV カーシェアリングを行う者がリース契約により車両を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙 1 の 2 ウ(㍔)に定める交付要件を満たすこと。

		2 リース契約により車両を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施要領別紙 1 の 2 ア (7) 交付要件の項 f の例により減ぜられること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		100 万円／台 ※ただし、車両本体価格の 1／3 の方が低い場合は、その額
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第 1 号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 役員等氏名一覧表（様式第 2 号） 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 リース契約により車両を調達する場合、申請者がリース契約により脱炭素先行地域内で EV カーシェアリングサービスを行う事業者に EV を納車することを証する書類の写し 6 補助申請額の根拠となる資料 7 その他市長が必要と認める書類
	補助金交付決定通知書様式	様式第 3 号
交付決定通知書の交付時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式 10 号その 7） 2 補助申請額の根拠となる資料

		3 導入車両の写真 4 リース契約書の写し（リース調達の場合のみ） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、1か月以内	
その他交付要件	- 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 - 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。	

(8) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等

補助金交付の目的	高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等（以下「高効率換気空調設備等」という。）の整備費用の一部を補助することによりエネルギー消費を抑制し、もって温室効果ガスの排出抑制を図る。
補助対象者	高効率換気空調設備等を導入する者（リース契約により高効率換気空調設備等を調達する場合は、当該リース契約の相手方であるリース会社）
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第2条第3項第1号及び第2号に定める施設に設置されるものであること 2 国実施要領別紙1の2ウ(㊦)に定める交付要件を満たすこと。 3 既存設備を更新する場合、省エネ支援事業者等により、省CO ₂ 効果が判断されていること。 4 リース契約により高効率換気空調設備等を調達する場合、補助金の充当により、リース料負担額が国実施

		要領別紙 1 の 2 ア (ア) 交付要件の項 f の例により減ぜられること。 5 高効率照明機器については、特殊な形式を除き、小田原市グリーン購入ガイドラインで示す判断基準を満たすこと。 6 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。 7 新設の場合、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」公募要領の別表 1（指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表）に定める基準を満たすもののほか、一般的に導入する設備と比較して、省 C O 2 効果を確認できる設備であること。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙 1 の 2 ウ (エ) における交付対象事業をいう。）の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第 1 号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 3 役員等氏名一覧表（様式第 2 号）又は役員等が第 3 条第 3 項各号に該当しないことを証する書類の写し 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 リース契約により高効率換気空調設備等を調達する場合、申請者がリース契約により第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める施設に高効率換気空調設備等を納入することを証する書類の写し 6 補助申請額の根拠となる資料 7 省エネ支援事業者等による省エネ診断報告書の写し

		等の省エネ効果の根拠となる資料 8 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式 10 号その 8） 2 設置費用の根拠となる資料 3 施工前後の写真 4 リース契約書の写し（リース調達の場合のみ） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内
その他交付要件		・ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。 ・ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(9) 省エネ診断

補助金交付の目的	省エネ支援事業者が行う省エネ診断の費用の一部を補助することにより、脱炭素先行地域内施設における再エネ効果をより高めることを目的とする。
補助対象者	省エネ支援事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める施設に対して行う省エネ診断であること。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を

		得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙１の２エ(ト)における交付対象事業をいう。）の２／３
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	１ 交付申請書別葉（様式第１号別葉） ２ 申請者の登記事項証明書の写し ３ 役員等氏名一覧表（様式第２号）又は役員等が第３条第３項各号に該当しないことを証する書類の写し ４ 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し ５ 補助申請額の根拠となる資料 ６ その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第３号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類収受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	１ 実績報告総括表（様式１０号その９） ２ 省エネ診断報告書の写し ３ その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の収受後、１か月以内

(10) エリアエネルギーマネジメントシステム（AEMS）

補助金交付の目的	エリアエネルギーマネジメントシステムの構築費用の一部を補助することで、系統混雑の未然防止とエネルギーの地産地消の促進を図る。
補助対象者	脱炭素先行地域計画の共同提案者（その者が推薦する

		者を含む。）、地産地消再エネ事業者及びエリアエネルギー ーマネジメントシステムへ電力を供給する再生可能エ ネルギー発電設備の所有者
補助対象事業		次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 脱炭素先行地域計画の本市事業提案におけるエリア エネルギーマネジメントシステムの構築（システムへ の接続に不可欠な機器の設置を含む。）、改良、拡張 等に要する費用であって、国実施要領別紙 1 の 2 イ (ウ)に定める要件を満たす事業であること。 2 システムへの接続に不可欠な機器の設置を行う場合 にあっては、当該機器を設置した再生可能エネルギー 発電設備をエリアエネルギーマネジメントシステムに 接続すること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を 得て実施する事業でないこと。
補助金額		補助対象事業費（国実施要領別紙 1 の 2 イ(ウ)におけ る交付対象事業をいう。）の 2 / 3
交付申請書	様式	様式第 1 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 1 月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第 1 号別葉） 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 役員等氏名一覧表（様式第 2 号）又は役員等が第 3 条第 3 項各号に該当しないことを証する書類の写し 4 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田 原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し 5 補助申請額の根拠となる資料 6 その他市長が必要と認める書類
補助金交付決定通知書 様式		様式第 3 号

交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね 1 か月
実績報告書	様式	様式第 9 号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式 10 号その 10） 2 補助申請額の根拠となる資料 3 当年度事業内容を説明する資料 4 エリアエネルギーマネジメント事業者又は地産地消再エネ事業者と締結したエリアエネルギーマネジメントシステムに接続する旨の電力受給契約書等（システムへの接続に不可欠な機器の設置を行った場合のみ。） 5 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、1 か月以内

(11) 太陽光発電設備の系統接続

補助金交付の目的	太陽光発電設備の系統接続に係る費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を目的とする。
補助対象者	太陽光発電設備を系統に接続しようとする者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 令和 6 年（2024 年）3 月 1 日以降に本補助金の交付決定を受けて整備された又は整備中の太陽光発電設備を系統に接続する事業であること。 2 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器及び系統設備に対する工事費負担金（1.35 万円/kW を上限とする）の 2 / 3。 ただし、ソーラーカーポートにあっては、整備費用と

		系統接続費用をあわせた補助対象事業費の上限を３億円/件とする。
交付申請書	様式	様式第１号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の１月末まで
	添付書類	1 交付申請書別葉（様式第１号別葉） 2 補助申請額の根拠となる資料 3 その他市長が必要と認める書類 系統に接続しようとする太陽光発電設備に係る補助金の交付決定日の属する年度が、本件補助金の交付申請日の属する年度の前年度より前であるときは、次の書類も添付すること。 4 申請者の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合のみ） 5 役員等氏名一覧表（様式第２号） 6 申請日の属する年度に取得した完納証明書等の小田原市税に係る滞納が無いことを証する書類の写し
補助金交付決定通知書 様式		様式第３号
交付決定通知書の交付 時期		交付申請書類收受後、おおむね１か月
実績報告書	様式	様式第９号
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の２月末まで
	添付書類	1 実績報告書個票（様式第１０号その１１） 2 接続費用の根拠となる資料 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期		実績報告書の收受後、１か月以内
申請等様式の特例		・交付申請書（様式第１号）及び実績報告書（様式第９号）以外の様式は、その内容が規定様式と比して不足がないときに限り、他の書式によって代用することが

	できる。
--	------